

期 中 の 評 価 個 表

事業名	民有林直轄治山事業	事業計画期間	昭和42年度～平成26年度(48年間)												
事業実施地区名 (都道府県名)	十津川(とつかわ) (奈良県)	事業実施主体	近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所												
事業の概要・目的	<p>当地区は、国内有数の多雨地帯であり、基岩は著しく破碎され脆く、これまで幾度となく集中豪雨等による災害が発生しており、4万ha余りと広範囲な事業区域内に多数の崩壊地が散在している。また、地区内には大規模な発電用ダムがあり、電力需要の増大と共にダムの機能保全が重要な課題となっている。</p> <p>このため、崩壊地の復旧を重点的かつ計画的に実施し、保安林機能の維持向上を図ることを目的に、奈良県等の要請を踏まえ、昭和42年度から民有林直轄治山事業として本事業を実施している。</p> <p>事業着手後、新生崩壊地の発生等に応じ、事業内容の見直しを行っているが、平成18年度末には、事業の一部概成に伴い既存治山施設を奈良県へ移管し、事業対象区域を変更し、現在に至っている。</p> <p>・主な事業内容：溪間工145基、山腹工45ha ・総事業費：9,994,000千円(平成15年度の評価時点：15,007,000千円)</p>														
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成18年度に崩壊地の拡大や新規発生といった荒廃状況の変化や事業の進捗状況を踏まえて、総事業費、事業計画期間及び事業対象区域を見直した。これにより、総事業費を15,007,000千円から9,994,000千円に変更し、事業計画期間の終期を平成19年度から平成26年度に延長した。また、事業対象区域を縮小した。</p> <p>なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総費用(C)</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: right;">18,797,418千円</td> </tr> <tr> <td>総便益(B)</td> <td>水源かん養便益</td> <td style="text-align: right;">5,281,756千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山地保全便益</td> <td style="text-align: right;">32,409,641千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: right;">37,691,397千円</td> </tr> </table> <p>分析結果(B/C) 2.01</p>			総費用(C)		18,797,418千円	総便益(B)	水源かん養便益	5,281,756千円		山地保全便益	32,409,641千円		計	37,691,397千円
総費用(C)		18,797,418千円													
総便益(B)	水源かん養便益	5,281,756千円													
	山地保全便益	32,409,641千円													
	計	37,691,397千円													
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>当地区は中央構造線の外帯に位置することから基岩は破碎作用を受け脆くなっている。また、年間降水量が3,000mmを越える年もある多雨地域である。</p> <p>近年は、村内にある熊野古道が世界遺産に指定されるとともに温泉が脚光を浴び観光産業で賑わいを見せている。</p> <p>・主な保全対象：人家621戸、発電用ダム1基</p>														
事業の進捗状況	<p>渓流荒廃地については、山脚固定と侵食防止のための溪間工を実施し、山腹崩壊地については、崩壊地の拡大防止及び森林への復旧整備のために山腹工を実施している。</p> <p>平成19年度末の進捗率は85%(事業費)である。</p>														
関連事業の整備状況	該当なし。														
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	<p>概成地区等の施工地は既に森林として復旧し、その公益的機能が発揮されているが、いまなお対策の必要な荒廃地があることから計画的な事業の継続を要望する。(奈良県)</p> <p>直轄治山事業の実施により崩壊地の復旧も進み、概成した箇所では森林の持つ公益的機能の発揮がみられているものの、当村は面積が広く、いまなお崩壊地が散在している状況にあることから、今後とも直轄治山事業の計画的な継続推進を要望する。(十津川村)</p>														
事業コスト縮減等の可能性	<p>間伐材を利用した型枠の採用、山腹工への木製構造物の採用などによりコスト縮減に努めている。今後も、現地の状況に応じて工種・工法を検討・採用し、さらにコスト縮減に努める。</p>														
代替案の実現可能性	該当なし。														
第三者委員会の意見	下流域の保全の必要性、地域の要望等から対象事業を継続することが妥当と考える。														
評価結果及び実施方針	<p>・必要性： 山腹崩壊地及び溪床に堆積する不安定土砂の状況から、放置すれば崩壊地の拡大等が懸念され、地元から事業の継続実施を要望されていることから、事業の必要性が認められる。</p> <p>・効率性： 対策工の計画にあたっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討されており、事業実施にあたってコスト縮減に努めていることから、事業の効率性が認められる。</p> <p>・有効性： 事業の実施により崩壊地の復旧や溪床に堆積する土砂の安定等、下流域の保全が図られていることから、事業の有効性が認められる。</p> <p>上記～の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえ総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <p>・実施方針： 事業を継続する。</p>														